

# 大綱からみた平成 22 年度税制改正

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

昨年 12 月に平成 22 年度税制改正大綱が公表された。平成 22 年度の税制改正は今後の税制全般にわたる改革への取り組みの第一歩として位置づけられている。税制改正の重要ポイントとともに税制改革の方向性についても論じてみたい。

## 【個人所得課税】

### 扶養控除の見直し

- 15 歳以下の年少扶養親族に対する扶養控除（38 万円）を廃止
- 16 歳から 18 歳までの扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止
- 個人住民税についても同様の措置を講じる

「所得控除から手当へ」の観点から、子ども手当への創設とともに扶養控除が見直され、平成 23 年以降より 15 歳以下の年少扶養親族控除（38 万円）が廃止される。また高校の実質無償化に伴い、16 歳から 22 歳までの特定扶養控除（63 万円）のうち、18 歳までを 25 万円削減し、38 万円とする。同様に平成 24 年度分以後の個人住民税では年少扶養控除（33 万円）が廃止され、特定扶養控除（45 万円）のうち、16 歳から 18 歳までを 12 万円削減し、33 万円とする。

扶養控除は高所得者に有利で、低所得者に不利であることが指摘されている。一律に同額の所得控除を行えば高所得者の税率が高いため所得税の負担軽減割合は高所得者ほど大きくなる。たとえば、子ども一人を扶養している所得 150 万円の方は 38 万円の扶養控除により 1 万 9 千円の所得税が軽減されるのに対し、2,000 万円の方は 15 万 2 千円軽減されている。所得控除から一律の手当へと変え定額の給付を行うことで相対的に低所得者にとって有利な支援を行うことを目指している。

### 所得再分配機能の回復

現行の所得税は所得再分配機能が低下していると指摘されている。所得税は原則として所得が多くなるに従い高い税率を課す超過累進税率を採用している。しかし、実際には一定所得以上になると税負担率は下降し、累進性を喪失している状態である（資料参照）。大綱ではこの原因として、扶養控除などの所得控除が高所得者に有利なこと、分離課税している金融所得などに対して軽課していることが挙げられると指摘している。この資料では申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等は含まれていないとしている。高所得者にとって軽課

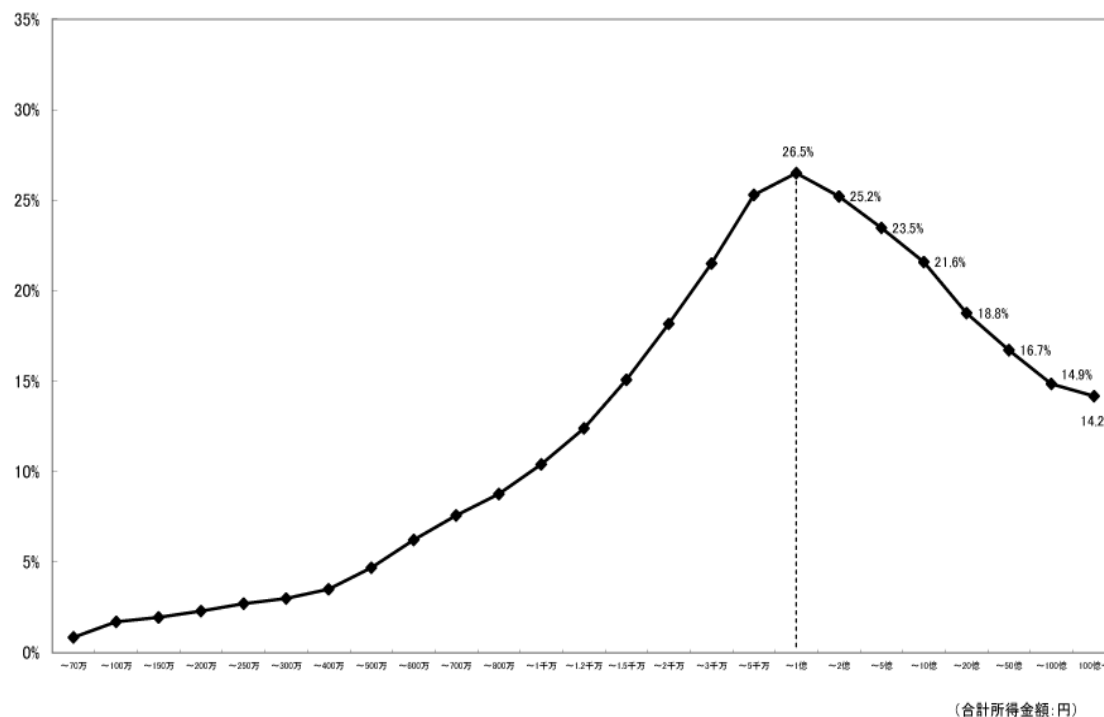
—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

となるこれらの所得が含まれていないことを考えると、所得税の現状は資料で示されている以上に累進性を喪失している可能性がある。たとえば利子所得に対しては 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率で源泉分離課税されている。利子が支払われる際に 20%が源泉徴収され課税関係が終了する。総合課税の対象ではないため低所得者も高所得者も同じ税負担率となっている。また上場株式の配当所得も配当が支払われる際に 10%（所得税 7%、住民税 3%）源泉徴収される（一定の大口株主等が受けるものを除く）。原則として確定申告は不要なので、申告せずに課税関係を終了できる。上場株式の譲渡益も源泉徴収特定口座であれば 10%（所得税 7%、住民税 3%）分離課税で課税関係を終了することが可能となっている。このような金融所得の課税は高所得者にとって相対的に軽課となっているのが現状である。

資料 申告納税者の所得税負担率（平成 19 年分）

（負担率）



（出所）平成 22 年度税制改正大綱 資料

※上記の改正内容は国会未承認のため、変更の可能性があります。意見にわたる部分はあくまでも私見です。実際の申告の際には個々の事情をふまえて自身の責任においてご判断をお願いします。